

港区立三河台公園自転車駐車場等の管理運営に関する
基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とNCD麻布グループ（以下「乙」という。）は、平成31年4月1日付けで締結した「港区立三河台公園自転車駐車場等の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第53条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和4年度分の指定管理料の清算から適用する。

1 原協定第33条第5項について、次のように改める。

5 修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生した場合において、契約落差金が発生したときは、実績に応じて清算するものとする。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港 区 長 武 井 雅 昭 印

乙 品川区西五反田四丁目32番1号
NCD麻布グループ
代表団体
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
代表取締役社長 下 條 治 印